安全衛生推進者養成講習開催

労働安全衛生法では、常時１０人以上５０人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者の選任（労働安全衛生法１２条２）が義務づけられております。支店、営業所、工場、現場の名称等は問わず、常時１０人以上を従事している場合は、事業場及び現場単位での選任が必要となります。

また、「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」等の第三次産業の事業場においては、労働災害が多発傾向にあり、災害防止活動の実効性を高めるため安全推進者の配置を促進し、一定の職務を行わせるガイドラインが策定されております。（平成 26 年３月 28 日付基発 0328 第６号）

今回、下記の通り開催しますので、この機会に是非受講下さるようご案内いたします。

受講対象者　現に安全衛生業務に従事し、養成講習を受講していない方
これから安全衛生業務を担当し、将来安全衛生推進者になられる方

☆講習日時　**令和６年５月１５日(水)～１６日(木)**
１日目　９時００分～１７時１０分
２日目　８時４５分～１１時５０分

☆講習会場　『サンライフ弘前　２階集会室』
弘前市大字豊田一丁目８-1

☆受 講 料　①１２，４３０円（テキスト代（1,430 円）・消費税含む）科目免除無し
②１０，２３０円（テキスト代（1,430 円）・消費税含む）科目免除有り

※　②の免除科目有りは、下記のいずれかの資格取得者が対象です。
「安全管理者選任時研修修了者」又は「第１・２種衛生管理者」
注）科目免除を受けるには、上記資格証の写しの添付が必要です。

※　受講申込みの際に、自動車運転免許証の写しを添付して下さい。

※　申込締切日　５月８日（水）　まで

対 象 業 種 一 覧

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業熱供給業、水道業
通信業各種商品卸売業、燃料小売業、旅館業、家具・建具・什器等卸・小売業、ゴルフ場業
機械修理業、自動車整備業

※上記の以外の業種は、「衛生推進者」の選任が必要となりますが、実施を予定していないため、この講習の受講により資格を取得していただいております。

【青森労働局長登録教習機関】
申込先　**一般社団法人黒石地区労働基準協会**
黒石市大字前町 40－5（黒石市役所通り）
TEL　0172－53－5787　FAX　53－5792

☆　受講料のご納入は、下記口座への振込みでも可能です。

振込先　青森銀行黒石支店（普）　223261　みちのく銀行黒石内町支店（普）1311760
東奥信用金庫黒石支店（普）0920550　青い森信用金庫黒石支店（普）0958767
（送金手数料はご負担くださるようお願いします）

連絡事項　※　定員に達し次第締め切ります。お早めにお申込み下さい。筆記用具持参のこと。
※　同封の申込書に記入のうえ、受講料を添えてお申込み下さい。
※　安全衛生推進者養成講習修了者には、「修了証」を交付致します。
※　受講者が、最小予定数に達しない場合は中止することがあります。
※　受講申込み後の取消しは、申込締切日までにご連絡があった場合のみ受講料をお返しいたします。予めご了承ください。

（裏面　選任による職務表示ボードの案内有り）